

令和8年1月9日
島根県健康福祉部 青少年家庭課
担当者名 北山、潮
TEL 0852-22-6190
Email seisyou@pref.shimane.lg.jp

性暴力被害者支援のための証拠採取の開始について

令和5年の刑法等改正による性犯罪の厳罰化を受け、被害の潜在化を防ぎ、被害者が安心して声を上げられる環境の整備が求められています。

そのため、性暴力被害者が警察への相談をためらう場合であっても、将来的な被害届出等に備えて、被害者に付着した加害者特定につながる体液等を、被害後1週間以内に協力病院において採取し、警察で保管する「証拠採取」を下記のとおり開始します。

記

1 実施主体 島根県性暴力被害者支援センターたんぽぽ（島根県女性相談センター内）

2 開始日 令和8年1月15日

3 制度概要

- (1) 被害者からの相談があれば、協力病院である「県立中央病院 すこやか産婦人科」における証拠採取を案内し、受診調整及び同行支援を行います。
- (2) 県立中央病院では、診察、資料採取、治療、緊急避妊、性感染症検査を公費負担により実施します。
- (3) 採取した資料は、証拠品化を見据えた適正な管理を行うため、県立中央病院にて被害者情報を匿名化した上で警察に提出し、出雲警察署に設置した超低温冷凍庫において、資料を公訴時効成立まで保管します（被害者が廃棄を希望した場合を除きます）。

4 相談方法・問合せ先

まずは、たんぽぽに電話にてご相談ください。その上で、面接を行い証拠採取の実施を決定します。

電話番号（24時間対応） #8891（はやくワンストップ）（通話料無料）または
0852-25-3010（たんぽぽ相談専用ダイヤル）

性暴力被害者支援については、下記ホームページまたは島根県女性相談センターまでお問い合わせください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/dv/sodan/tanpopo.html>

島根県女性相談センター 担当者 岡崎、松村 TEL 0852-25-8161